

託します 私の未来 この一票

# 9月12日は、三重県知事選挙の投票日です

## ◆投票できる方

【年齢要件】町の選挙人名簿に登録された平成15年9月13日以前に生まれた方

【住所要件】令和3年5月25日以前から、引き続き3か月以上、町に住居登録されている方（5月26日から6月1日までの間に転入された方は、9月1日以降であれば投票が可能です）

## ◆投票時間

投票日当日は、各投票所とも午前7時から投票できます。ただし、投票所により閉鎖する時刻が異なりますので、ご注意ください。

投票区	投票所の名称	投票時間
第1	桐原生活改善センター	午前7時～午後6時
第2	高齢者生産活動センター(平尾井)	午前7時～午後7時
第3	大里多目的集会所	午前7時～午後7時
第4	高岡防災センター	午前7時～午後7時
第5	鮎田構造改善センター	午前7時～午後7時
第6	北檜杖多目的集会所	午前7時～午後6時
第7	旧矢渕中学校浅里分校	午前7時～午後6時
第8	中村多目的集会所	午前7時～午後7時
第9	成川生活改善センター(下地)	午前7時～午後7時
第10	神内構造改善センター	午前7時～午後7時
第11	上野農事集会所	午前7時～午後7時
第12	井田公民館	午前7時～午後7時
第13	鶯殿地域交流センター	午前7時～午後7時

## ◆開票の日時・場所

【日時】9月12日（日） 午後8時10分から

【場所】紀宝町生涯学習センター まなびの郷

## ◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない方は、「期日前投票」ができます。

【期間】8月27日（金）～9月11日（土）

【時間】午前8時30分から午後8時まで

【場所】鶯殿地域交流センター

## ◆不在者投票

入院または施設に入所されている方、身体に重度の障がいのある方、仕事や学校などで町外に住んでいる方は、以下のとおり「不在者投票」ができます。

- **病院や施設での不在者投票**：指定された病院や施設に入院（入所）中の方は、その施設内で投票することができます。院長または施設長にお申し出ください。
- **郵便による不在者投票**：身体に重度の障がいのある方で、要件を満たして「郵便投票証明書」の交付を受けた方は、自宅で投票ができます。
- **滞在地での不在者投票**：紀宝町に住所があり選挙人名簿に登録されている方のうち、町外に滞在している方は、事前に請求をすれば、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

## ◆特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をされている方で、一定の要件に該当する方は郵便により投票ができます。本制度による投票を希望される方は、お早めに下記連絡先までお問い合わせください。

▶詳しくは、町選挙管理委員会（役場総務課内 ☎ 33-0333）までお問い合わせください。

## 第7投票区の投票所が変更

昨年の台風第14号による浅里地区土砂崩れの影響により、今回の知事選挙では第7投票区の投票所が、今までの「浅里生活改善センター」から「旧矢渕中学校浅里分校」に変更となりますので、ご注意ください。

会場の位置は右の図のとおりです。



申請により、医療費の助成が受けられます

# 福祉医療費助成制度をご利用ください！

町では、保健の向上と福祉の増進を図るため、表①の対象者に対して医療費の助成を行っています。

この制度は、対象となる方であっても、受給資格の申請をしないと助成を受けることができません。

まだ申請をされていない方は、役場福祉課で手続きをしてください。

## ◆新規の申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②金融機関の通帳
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか（障がい者医療費の場合のみ）
- ④助成対象者、保護者等、扶養義務者のマイナンバーのわかるもの

## ◆医療機関での受付方法と助成金の振り込み時期

《県内の医療機関にかかるとき》  
【受付方法】必ず受給資格証を医療機関の窓口に表示してください。

【申請方法】申請は不要です。  
【振込時期】レセプト等の確認のため、医療機関にかかっているから、2〜3か月程度かかります。

《県外の医療機関にかかるとき》  
【受付方法】受診時に特別な手続きは不要です。

【申請方法】保険診療分のわかる領収書の原本を1か月分ごとにまとめて申請してください。

または、受診された医療機関で領収証明書（役場様式）

を書いてもらい、福祉課に提出してください。  
【振込時期】申請月の月末または翌月末になります。

※現物給付対象の方は受診する際に必ず受給資格証を医療機関の窓口に表示してください。三重県内と新宮市内の医療機関等が対象です。（新宮市内の医療機関等は社会保険加入者のみ）  
※後期高齢者医療被保険者の方は、医療機関の県内外に関わらず手続きの必要はありません。

振り込みは医療機関にかかってから3〜4か月程度かかります。

▼詳しくは、役場福祉課（☎ 33-0333）までお問い合わせください。

表① 福祉医療費助成制度の対象者と助成額

助成の種類	対象者	助成額
障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1〜3級の認定を受けた方</li> <li>知的障がい者と判定された知能指数50以下の方</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方（通院分のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の自己負担額 ※医療費の自己負担額については、いったん医療機関にお支払いください。（現物給付対象の方以外） ※助成対象となる「自己負担額」は、高額療養費として支給される額や加入医療保険からの附加給付金を除いた保険診療額とします。</li> </ul>
一人親家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人親家庭の父または母と、18歳年度末までの児童</li> <li>父母のいない18歳年度末までの児童</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院時の食事療養費に係る標準負担額</li> </ul>
子ども医療	18歳年度末までの児童	
65〜69歳老人医療	65歳〜69歳の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>通院：医療費の自己負担額が、医療機関ごとに1か月につき8,000円を超えるとき、医療費総額の1/10</li> <li>入院：医療費の自己負担額から44,400円（非課税世帯の方は24,600円）を差し引いた額の1/2</li> </ul>
寡婦医療	法的寡婦のうち60歳〜64歳の方	

※所得制限はありません。

※保険証に変更があった場合や転出等で受給資格を失った場合は速やかに手続きをお願いします。